

新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応例

1 大会前の各学校における対応

学校に登校している生徒のみ参加可

【大会に参加する部活動の生徒が罹患した場合】

- ・**校長**は試合参加の辞退を専門委員長に連絡し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

【大会に参加する部活動の生徒が濃厚接触者となった場合】

- ・**校長**は、当該生徒等に対して「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止」の措置をとる。
- ・それ以外の指導者、部員で試合参加可。

【学校で罹患者が出た場合】

- ①対応が決定するまでの間の臨時休業中に大会が実施される場合、**校長**は試合参加の辞退を専門委員長に連絡し、専門委員長は高体連事務局に報告する。
- ②臨時休業実施の規模及び期間が決定された場合、該当規模及び、期間に当てはまる生徒の出場はさせない。

※この基準は目安であり、各学校の基準や判断が優先される。

2 大会当日の各会場における対応

(発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合)

- ・**顧問**は当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅休養するよう指導する。
- ・**顧問**は会場運営役員及び専門部に報告するとともに、自校管理職へ報告し対応の指示を受ける。
- ・**会場運営役員及び専門部**は安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他の者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う。
- ・**顧問及び管理職**は居住する自治体の定めにしたがって、「帰国者・接触者相談センター」や保健所等に相談するよう家庭に連絡し、経過について学校及び会場責任者に継続的に連絡させる。
- ・**会場運営役員及び専門部**は、専門委員長に報告し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

3 生徒が大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

※各学校での対応

- ・**学校**は保健所の指示に基づき、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定、他の生徒等及び教職員の健康状態を把握する。
- ・**会場運営役員及び専門部**は、保存している、大会当日の日程、待機場所、運営の詳細等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・**顧問**は、保存している、大会当日の日程、出席生徒の行動記録等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・**校長**は専門委員長へ連絡し、専門委員長は会場運営役員と状況確認をした後、高体連事務局に報告する。

4 濃厚接触者となった場合の対応

- ・濃厚接触者は「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止」の措置をとる。
⇒濃厚接触者は自宅待機とし、それ以外の指導者、部員で試合参加可。

※濃厚接触とは

患者（各定例）が発生した日の2日前以降に接触したもののうち、次の範囲に該当するものである

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の軌道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性可能性が高い者
- ・手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内かつ15分以上の接触）で、必要な感染予防対策なしで「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。